

ので、娯楽活動環境への移動しやすさを重視する必要がある。僻地や農村地区では、交通が不便で、高齢者が外出して娯楽活動に参加する妨げとなっている。娯楽場所への移動しやすさおよびソフトとハード面での施設の便利性が、高齢者の娯楽活動参加への挑戦となっている。

二、高齢者が参加できる娯楽活動の形式の種類が不足

高齢者の状況調査報告(2005)によれば、現在の台湾の高齢者の主要な娯楽活動は、日常生活の主な活動項目である。友人との会話が最も多く 24.72%を占め、その次は娯楽活動で 14.18%、その次は健康維持の保健活動で 12.12%を占め、主な娯楽がない人は 26.46%である。高齢者の娯楽活動の多様性を増進するため、教育学習活動およびボランティアサービスに積極的に参加することを励ます。中央政府と地方政府はすでに次々と娯楽活動について処理を進めているが、それらを便利さの点で高齢者の要望にさらに合わせ、選択肢も広げる点で努力が待たれる。

三、高齢者に娯楽サービスを提供する人材の教育と登録制度の未完備

国内の大学専門学校にはすでに次々と「娯楽管理」関係のコースが設置されており、娯楽関係の専門家を教育している。スポーツ娯楽については、登山ガイドおよび国民体育能力指導員の証明書発行など、娯楽運動の参加を促す専門免許が定められている。ただし、高齢者向けに提供される娯楽活動の人材養成および免許制度はいまだ整備されておらず、積極的な推進が必要である。

VIII、高齢者教育における生涯学習制度の充実

わが国の人口構造は次第に高齢化しており、老人教育の議題はますます重要になっている。国内の高齢者が関係する議題は、その多くが社会福祉と健康医療である。しかし国内の高齢者人口は劇的に増加し、老年になった後もまだ長い人生の歳月があり、学習の継続と適応はやはり必要である。ゆえに高齢者が再び学習し、教育を受けようとする意識が向上してきた。そのため、高齢者の学習要求をいかに満足させるかが、すでに現在の重要課題となっている。現在の高齢者教育の実施においては解決を要する問題が存在する。

一、高齢者教育の資料の再計画と調整

わが国の教育資源の分配は、各種学校体制内の教育需要を常に重視し、社会教育は相対的に不足している。わが国は急速な少子化および高齢化現象に直面しており、教育資源の配分比率の再検討が必要である。少子化によってあまる教育資源を中老年グループに移動し、完備された生涯学習制度を構築する。

二、地域の高齢者教育のための場所の不足

教育部が 95 年に世新大学に委託して作成した「わが国がすでに高齢化社会突入していることに関する民意調査研究」によると、現在の高齢者学習の場所が十分あるかという問題に対し、61.1%の調査対象者が学習空間の不足を表明している。それで、政府と民間団体が結合し、運用できる空間を提供し、高齢者学習専門の場所を計画し、便利な学習サービス提供をする必要がある。

三、高齢者教育の教材および学習方式の研究と創生

現在、関係する団体が行う高齢者教育活動の方法はかなり類似しており、内容は保健健康、休暇、娯楽などが主であり、新しい世代の高齢者学習の要望を完全に満たすことは難しい。高齢者人口の増加に対応し、高齢者に発展性のある教育形態と課程を提供することにより、高齢者が人生における自己実現を助ける。

IX、高齢化対策の検討における問題の分析

上記を総合すると、わが国の高齢化対応の現行措置の問題は以下のようにまとめられる。

- 一、家庭での高齢者ケアのサポートシステムの強化、主に世話をする人のストレスの効果的な分担。
- 二、高齢者の健康と社会の介護システムの継続的な強化および整合、高齢者ケアの質と量の確保。
- 三、高齢者の経済安全保障と関係措置の早急な施行による安全の維持。
- 四、中高齢者の就業と人的資源の運用政策の再強化、高齢者の知恵の継続活用。
- 五、高齢者にやさしい社会住宅に関する政策の早急な推進、地域高齢化のための基礎環境づくり。
- 六、高齢者にやさしい交通運輸環境構築、年配者の安全な戸外活動の支援。
- 七、高齢者の娯楽運動の全体的な制度および人材の訓練機構の整備による高齢者の社会参加の増進。
- 八、高齢者学習権利の実現、老化に関する大衆の知識を強化するための関係機関の建設による年齢による偏見のないやさしい環境の構築。

第貳編 人口変遷への対策

第二章 高齢化社会の対策

人類の平均寿命の延長に伴い、人口構造の老化はすでに世界的な現象となっている。その流れを逆転させることはできないので、関心の焦点は原因の探求ではなく、人口老化が社会経済に与える衝撃である。そのうちの一つである、老人扶養が社会に重い負担となるとの予測は、さらに各界の注目を集めている。人口の急速な老化が国家に対して挑戦となるのは、次の四つの顕著な社会人口の変遷のためである。一、寿命の延長。二、社会の人口構造の変化。三、家庭関係と構造の変遷。四、政府に対する期待と責任の変化。

わが国は最近の三、四十年で高齢人口は急速に増加した。1993年になると高齢人口は149万人で、総人口の7.09%を占め、正式に高齢化社会に突入した。高齢人口は引き続き増加し、2006年になると高齢人口は228万人以上で、総人口の10%を占めた。行政院経建会の2006年の推計値(中間の推計を採用)では、2026年には475万人に増加して全人口の20.6%を占め、2051年には686万人に近づいて36.97%を占める。高齢化社会で社会的に関心が持たれる課題は、各高齢者がいかに健康、安全、活力、尊厳および自主的生活を享受できるかである。

国連は健康と福祉を、高齢者に関して緊急かつ普遍的な二大社会議題と認定している。世界衛生機関が定義する「健康」とは、「生理、心理および社会全面が安定かつ快適な一種の状態であり、病気あるいは障害がない状態ではない」とされている。本白書における、わが国の高齢化社会対策の目標は、「高齢者の健康を増進する、安全でやさしい環境づくり、高齢者の活力、尊厳、自主性の維持」にある。その価値理念には高齢者の個性、自主的決定、選択権、プライバシーの権利と外的環境を把握する能力の尊重が含まれる。たとえ老年期に能力が衰えて自分で行動できなくなっても、長期介護制度が提供するサービスから適切な世話を受けることができる。健康面のケア以外にも、健全な老年所得サポートシステムにより国民の経済安全を保障し、バリアフリー住宅と交通環境を整備し、国民の老年期の安全、安心な生活を助け、社会からの年齢差別や排除を受けない社会とする必要がある。

わが国の高齢化社会対策の期間ごとの対策目標は、図2-2に示される。高齢化社会対策の目標を達成するために、本白書では「老人介護家庭のサポート」、「高齢者の健康と介護体系の完備」、「高齢者経済の安全保障の向上」、「中高年齢の就業と人材運用促進」、「高齢者社会住宅の推進」、「高齢者交通運輸環境の完備」、「高齢者の娯楽参加の促進」、「高齢者教育システムの完備」などの八項目の対策である。その目標、基本理念、および目標達成のために推進すべき重点措置を項目ごとに説明する。

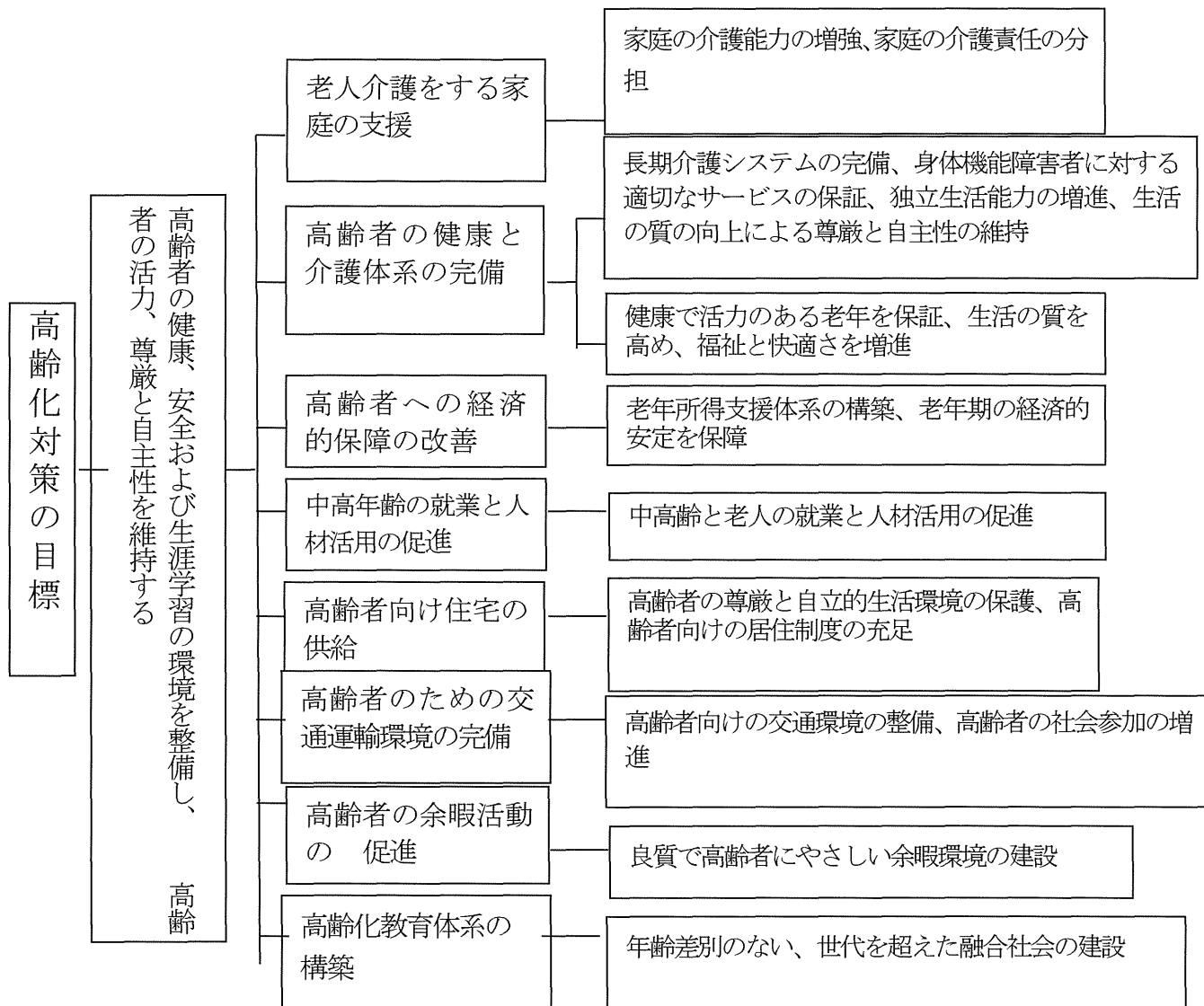


図 2-2 高齢化社会対策の総目標

第一節 老人介護をする家庭の支援

I、政策目標

家庭の介護能力の支援、家庭介護責任の分担。

II、基本理念

一、日常生活に他人の協力が必要な高齢者の介護は、すべてが個々の家庭の責任ではな

く、社会の共同の責任である。

二、正規の介護システムが提供するサービスは「補助」的な機能であり、家庭介護に代わるものとはなりえない。

三、家庭介護者の正規のサービスシステムにおける役割は、介護資源の一つではなく、同時に支援が必要なサービス対象とみなされるべきである。

Ⅲ、重点措置

2008-2009 年

(一)ショートステイサービスの推進強化

現在のショートステイサービスの提供を拡大し、補助の日数を増やし、家庭でのサービスと施設でのサービスを融通的に組み合わせ、介護者のストレスを軽減する。

(二)心理面や教育面のサポートプランの継続

介護者のための介護技能研修と授業を提供する民間団体、あるいは介護者の心理サポート団体などのサービスプランの補助を継続する。

(三)中低収入の老人特別介護補助金の継続支給

介護者は毎月 5,000 台湾ドルの支給を受ける他に、ショートステイサービスを利用できる。地方政府の介護管理人の評価を経て、介護者は毎年政府の補助を受け取り、ショートステイサービスを利用することができる。

第二節 高齢者の健康と介護体系の完備

I、政策目標

一、健康促進の政府目標は「国民の健康と、活力ある老年、命の質の向上、福祉と安全や快適さの増進の保障」である。

二、長期介護制度の基本目標は、行政院が民国 96 年 4 月 3 日に制定した「わが国の長期介護十年計画」の、「わが国の長期介護体系を構築完備し、身体障害者への適切なサービスを保障し、独立した生活能力を増進し、生活品質を向上し、尊厳と自主を維持する」というものである。

Ⅱ、基本理念

一、老人健康促進対策の理念の推進

(一)老年生活を健康で活力あるものとするため、一生涯健康な体を作る必要性を認め、遅くとも中年の時期から健康を保つための生活を開始するべきである。

(二)個人の健康的な生活方式と、ライフスタイルの変化を促進するため、衛生教育計画および地域健康介入計画を利用する。

(三)良好で健康な体は老年期の生活適応に役立つが、老年期の福祉は身体、心理および社会といった全面的な安全と快適さにも依存する。

(四)地域組織の行動を強化し、地域資源を利用し、地域の行動を通して健康促進活動を推進する。

(五)老人は「体が弱く病気になりやすい」、「貧しい」、「社会に関心を払わない」などの一般大衆の消極的な見方を修正し、「活力があり、積極的に社会に参加する国民」であるとみなすことで、社会の高齢者に対する見方が改善され、高齢者が自らのイメージと自己意識について積極的な見方を持つ助けとなる。

(六)疾病予防と健康促進運動は、中央政府の各部会、中央政府と県市政府、官民部門間の協力関係、共同作業により推進する。

二、長期介護制度の推進は下記の理念に基づく

(一)障害者の介護には、日常生活の世話、介護、リハビリなどの集中的な世話が含まれる。高齢化社会で障害者の増加に対応するため、長期介護制度の創設が急務となっている。ただし、長期介護制度の内容はきわめて広い。業種をまたぐ整合モデルが、サービスを順調に提供する点で共通の認識をいかに持つか、介護サービス員の訓練をいかに計画するか、長期サービスにかかる費用負担の合理性などが含まれる。最も重要なのは、多様な要求を、完備された評価手順を通し、各自が適切なサービスを獲得できること、需要が次々に変化する中でも満足を得られることである。長期介護制度の発展の際に慎重に考慮すべき理念である。

(二)2006年、台湾経済永続発展会議の共同意見「成熟した社会安全体系」は、高齢社会の対応策に関する項目「完備された老人長期介護体系の構築」の内容を、「長期介護の安定した財務制度を速やかな構築、ならびに多様化、社会化(普及化)、高品質であり、性別、地域性、グループ、文化、職業、経済、健康など条件が異なる高齢者に対応できる長期介護政策の構築」としている。同時に、その会議の共同意見でも、長期介護サービスの提供が強調されており、非営利化を原則とし、新規事業者が参加しやすい長期介護の環境を創造すべきである。また補助経費、法令や制度の検討など関連支援の提供により、参加の障害を軽減するよう提言している。上記の意見はわが国の長期介護制度推進における重要な参考理念である。

III、重点措置

一、2008-2009 年

(一)疾病予防と健康促進措置の実行。

1.成人および中老の保健計画を継続的に推進し、慢性病(代謝症候群、糖尿病、心血管疾病、腎臓病予防治療など)の予防および予防接種の推進以外に、さらにその他の健康促進措置を強化すべきである。それには事故傷害の予防(老人のつまずき防止計画)、老人性うつ病、自殺の予防およびシルバー口腔保健計画などがある。

2.直轄市、県(市)の主管機関は引き続き老人健康診断を実施し、検査後の情報提供、指導を強化する。

3.お年寄りの健康促進が公共衛生の初歩予防の重要な部分であるので、政府の部門は老人健康促進業務に必要な関係分野の人材育成を強化する必要がある。それには、衛生教育、体育、娯楽管理などの専門人材育成が含まれる。分野を超えた専門者の共同モデルを作り、現在ある人的資源を整合し、関係する業種の人員の教育を継続的に強化する。

4.衛生所あるいは健康サービスセンターの役割機能を強化する。予防保健の模範提供以外に、健康管理、地区衛生資源整合の協調、および健康サービスの企画創作などの多様な役割を果たす必要がある。さらに、地域医療保険の資源を結合し、末端の医療施設の地域における役割、職責の認知、共有意識を強化する。

5.地域疾病予防と健康促進のサービス体系を構築する。地域医療グループ、地域公衆衛生グループ、地域全体の造営、地域介護拠点などの関係計画を強化また整合する。政府、民間資源を結合して共同推進する。高齢者の健康確保以外に、国民健康保険の永続のために、高齢者の国民健康保険資源の使用と医療費用支出を抑制する。

(二)長期介護政策および措置の促進:行政院社会福祉推進委員会の長期介護制度企画グループで二年あまりの計画研究を重ね、2006 年台湾経済永続発展会議の共同意見に参加し、「わが国の長期介護十年計画」を行政院に提出し、民国 96 年 4 月に正式審査・批准された。

1.実施政策には以下が含まれる：(1)質量共に豊富な人材を養成してサービスに投入、(2)長期介護サービス施設の拡大、(3)民間による長期介護サービスへの参与を奨励、(4)政府が適切な専用資金を投入し、長期介護制度を推進する、(5)政府と民間が共同で長期介護の財務責任を担う、(6)結果を評価し、サービス提供の判断とする、(7)介護管理機構の強化、(8)部会を超えた長期介護推進グループを組成する、などの八項目である。

2.サービスの対象：常に日常生活で他人の協力が必要な人を主とし(日常生活行動機能〔略称 ADLs〕、手段的日常生活行動能力〔略称 IADLs〕による評価)、以下の四種類の障害者を含む：(1)65 歳以上の高齢者；(2)55 歳以上の山地原住民；(3)50 歳以上の身体障害者；(4)IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者。

3.障害の程度を三級に分ける：(1)軽度の障害【一から二項目の ADLs 障害者、および IADL 障害を持ちかつ一人暮らしの高齢者】；(2)中程度の障害【三から四項目の ADLs 障害者】；(3)重度の障害【五項目以上の ADLs 障害者】。

4.サービス提供は補助的使用を原則とし、家庭経済の収支状況を考慮して補助し、費用は政府と家庭の共同負担とする。低収入家庭は政府全額補助で、中低収入者の補助は 90%、一般家庭の補助は 60% である。

5.サービス提供システム：

(1)実行機関：直轄市、県(市)政府の長期介護管理センター。

(2)中心的な任務：評価要求、介護計画作成、補助額査定、介護資源の接続と介護サービスの取り決め、各案件の状況追従とサービス品質の監督、定期的な評価など。地方政府の長期介護管理センターを通し、障害者の需要の総合評価の中心的役割を演じる。評価と査定結果をサービス提供の判断材料とし、資源を連結して、介護サービス、家庭看護、地域および家庭リハビリサービスを一般に提供、補助具の購入(貸与)および家庭のバリアフリー環境改善サービス、高齢者栄養食事サービス、ショートステイサービス、交通送迎サービス、および長期介護機能サービスなどの八大項目のサービスを提供する。整理すると表 2-1 になる

表 2-1 わが国の長期介護十年計画サービス項目および補助内容

サービス項目	補助内容
(一)介護サービス (家庭サービス、デイケア、家庭代行サービス)	1.障害程度による補助サービス時間数： 軽度：毎月補助上限は最高 25 時間；IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者、この基準に沿って実施。 中度：毎月補助上限は最高 50 時間。 重度：毎月補助上限は最高 90 時間。 2.補助経費：1 時間 180 台湾ドルとして計算(物価指数により調整)。 3.政府補助時間を超過する人は、全額自己負担。
(二)家庭看護	現行の国民健康保険では毎月二回の家庭看護費を給付する以外、必要があると査定された場合は、毎月最高 2 回追加できる。補助家庭看護師の訪問費用は、毎回 1,300 台湾ドルとして計算される。
(三)地域および家庭でのリハビリ	交通手段を用いて健保リハビリ資格者を送迎できない場合、このサービスを受けられる。毎回訪問費用は 1,000 台湾ドルとし、一人当たり毎週一度使用できる。
(四)補助具購入、賃貸および住宅のバリアフリー環境改善サービス	十年ごとに 10 万台湾ドルを限度に補助を受けられる。ただし特殊な必要があるとの判断を下されたものは、特別案件として増額補助を得られる。
(五)老人栄養食事サービス	サービスの対象は低収入家庭、中低収入の障害を持つ高齢者、および IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者である。一人当たり毎日最高一度の食事の補助を受けられ、食事は 50 台湾ドルである。
(六)ショートステイサービス	1.軽度および中度の障害者：毎年最高 14 日の補助。 2.重度の障害者：毎年最高 21 日の補助。 3.介護補助者の毎日の介護費用は 1,000 台湾ドルとして計算。 4.施設および家庭のショートステイサービスを組み合わせて利用できる。 5.施設のショートステイサービスには、さらに交通費として往復 1,000 台湾ドルの補助があり、一年最多で 4 回である。
(七)交通送迎サービス	重度障害者補助に使用するリハビリバス類の交通送迎サービスは毎月最高で 4 往復(片道 8 回)、毎回を 190 台湾ドルとして計算する。
(八)長期介護機構サ	1.家庭総収入が社会救助法の規定する最低生活費の 1.5 倍で、重度障害を持つ高齢

サービス項目	補助内容
サービス	<p>者：政府の全額補助。</p> <p>2.家庭総収入が社会救助法の規定する最低生活費の 1.5 倍のもので、中度障害を持つ高齢者：家庭のサポート状況の評価が必要で、特別案件の補助を得られる。</p> <p>3.一人当たり毎月最高 1 万 8,600 台湾ドルとする。</p>

二、2010-2015 年

(一)法令の研究と制定の進行、「健康促進法」を研究制定し、推進業務の主要な法的根拠とする。

(二)長期介護と健保制度のバランスを研究し、社会保険方式による長期介護の是非を判断：財源は長期介護制度の創設に不可欠であり、政府の部門は保健費を財源とすることの是非を判断する必要がある。

第三節 高齢者への経済的保障の改善

I、政策目標

完備された老年所得支援体系を構築し、国民の老年経済の安定を保証する。

II、基本理念

わが国は高齢化と老年人口の急激な増加に直面し、伝統的な家庭制度は衰え、老後の経済安全保障はすでに重要課題となっている。わが国の公教、軍、劳保などの社会保険が試行されて年月がたつが、保障の対象は未就業者を含んでおらず、不足があることは明らかである。また、わが国の老年人口の急速な成長に対応するため、様々な給付金が定められているが、支給人数が増加し続けることにより、政府の財政負担のさらなる悪化を招くことになる。そのため給付金の整備と制度化が急務である。それで、国民年金制度の開設と給付金の整合は、老年経済安全保障システムの主要計画理念である。

III、重点措置

一、2008-2009 年

(一)国民年金創設の準備作業を完成

「国民年金法」第 3 条の規定によれば、内政部は国民年金法の中央主管機関であり、同法第 4 条の規定によれば、保険業務は内政部が保険勞工保険局に業務を委託し、かつ保険者となる。それで、内政部および勞工保険局は民国 97 年 10 月 1 日に国民年金を開始する前、積極的に各項の国民年金準備作業を完成する必要がある。

中央主管機関(内政部)は国民年金の法令検討、審議、修正および説明事項、国民年金政策の研究事項、国民年金に関係する宣伝作業の推進の責任を負う。積極的に他の社会保険との関連および関係給付金の整合、国民年金精算統計などの事項について協調を図り、保険者による国民年金業務などの処理を監督審査する。本保険業務の監督および保険争議事項の審議のため、ならびに「国民年金管理会」の任務編成を企画成立するため、国民年金の業務管理、財務管理および争議審議などの責任を負う。ならびに、国民年金開設前、内政部国民年金準備グループを立ち上げ、準備作業の部会を超えた協調事項などに関して責任を負う。

国民年金保険人(勞工保健局)は関係法規の研究作業、国民年金の宣伝作業の推進、国民年金情報システムの設置、国民年金業務プロセスと作業詳細の計画の責任を負う。それには「保険費用の請求」、「保険費用の徴収」、「給付」、「財務会計出納」および「基本管理と運用計画」が含まれる。

(二)国民年金の開設

25歳以上満65歳までの社会保険老後所得保障システムの未納者が保障を得られる。

(三)勞工退職金の増加と勞工の自主早期退職請求者に関係する措置を推奨する。

(四)勞工保険の老年給付法案の調整

勞工保険の老年給付を、一度の給付から年金給付に改め、長期にわたる定期的な給付とし、老年経済生活の安定を確保する。特殊な状況で社会保険資格が低い人に対し、最低年金の支給を保証し、老年時の貧困を避ける。

二、2010-2015年

(一)老人福祉給付金体系の整合

今のところ、様々な老人福祉特別手当の給付水準をさらに上げるべきではない。国家財政負担の増加を避け、しだいに社会保険老年年金給付を現行の老人特別手当の代わりとしていく。

(二)商業年金と保障型保険の普及率向上の促進

保障型および年金保険商品を発展させ、商業保険の一般化を進める。保障型および年金保険商品の宣伝を強化し、一般大衆に適した保険保障および多様な退職後財務管理の選択肢を提供する。一般大衆に老年生活保障を早めに計画させる。

(三)高齢者の財産信託を奨励

信託業者を指導して、異業者のグループ化を進めて宣伝を強化し、高齢者の財産信託を助け、高齢者が財産信託方式で老年の安心を計画するよう奨励する。

第四節 中高年齢の就業と人材活用の促進

I、政策目標

中高年齢と老人の就業を促進し、人的資源の運用を伸ばす

II、基本理念

高齢者の健康状況の改善と、「体力を必要としない」労働就業の増加により、65歳以上の高齢者は積極的に労働市場に参加でき、社会の貴重な人的資源となってきた。社会の中高年齢と老年人口の比率が増加し、子供と青年人口の比率が次第に下降する状況で、中高年齢の就業と人的資源運用の促進により、高齢者が重視されているという感覚を高めるだけでなく、全体的な社会の労働力を増加させることができる。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)中高年齢者の就業サービス処理の強化

1. 対外的就業サービスの実施を拡大し、地域に眠る不就労者を発掘する。その人の自信とやる気を励まし、就業上の障害の克服を助け、進んで情報を提供し、職場復帰を援助する。

2. 就業指導員を訓練して専門知識を増やし、中高年齢失業者の生涯職業計画を援助する。また社会心理面での調整を助け、再就職に最適な準備をさせる。

3. 中高年齢者の就業手引きなどの関係資料を編集し、中高年齢者の転職あるいは再就職の参考とする。

(二)中高年齢者の雇用増加を企業に奨励

1. 雇用奨励手当を提供し、中高年齢者の雇用を企業に奨励する。

2. 職務の再設計をするよう企業を指導奨励し、中高年齢者の就業要求に合わせる。たとえば、職場の環境の改善、生産を自動化し体力の負担を軽減する、業務プロセスの簡素や生産手順の簡素化など、中高年齢者が務めるのに適した就業機会を増やす。政府は民間の力を結合して指導員のグループを作り、職業再設計の理念を宣伝し、企業の職務再設計計画を援助し、企業による中高年齢者に適した職業機会の開発を奨励する。ならびに、企業の就業環境改善に協力し、職場の安全と衛生条件を向上させ、中高年齢者の就業に適した状況を作る。

(三)職業訓練体系を強化し、中高年齢者の就業技能学習を援助する

1. 中高年齢者の職業訓練と第二専門知識の訓練を強化する：政府は民間教育、訓練機構の協力を進め、中高年齢者の職業訓練と第二専門知識の訓練を行う。中高年齢者の就業技能を高め、中高年齢者失業を防ぐ。

2. 企業と労働組合団体による、中高年齢従業員の職業訓練、転職訓練と第二専門知識の訓練を支援する。政府は毎年特別支出金を編集し、企業と団体の職業訓練を補助する。

3.社会教育機構を結合し、中高齢者を研究し、変化の多い就業環境に中高齢者が適応できるよう助け、就業の安定性を高める。

(四)社会立法と社会指導を強化し、中高齢就業者に対する就業上の偏見を除く。

(五)高齢者ボランティア参加を奨励

各機関、機構、学校、法人あるいは政府主導の団体を励まして、高齢者のボランティア訓練を行い、ボランティアを推進し、専門知識を生かし続け、退職後の生活を豊かなものにする。

(六)シルバー人材センターを発展させ、高齢者の就業媒体を促進

シルバー人材センターを設立し、現行の公立就業サービス機構の設備を運用し、各地に設置された民間の中高齢者人材運用センターを有効に結合する。人材データベースを作成して調査統計作業を進め、就業能力と希望を持つ高齢者の社会貢献を助け、有給の仕事と無報酬のボランティアを通して社会活動に参加し続けるよう助ける。

二、2010-2015年

(一)中高齢者の就業促進給付金取得に関する規定を緩め、中高齢者の就業サービスを強化する。

(二)「高齢化社会就業促進法」の改定を協議する。

(三)労働および退職に関する法令の改定を協議し、高齢就業者が就業し続けるよう奨励

「労働基準法」の強制退職年齢の規定を改定し、強制退職制度を段階的な退職制度に変更する。仕事の負担を軽くし、高齢者が労働市場にとどまる時間を延長する。

(四)企業が高齢者を雇用し続けるよう奨励

1.政府は社会教育、段階的な退職体制の計画を通し、企業にフレックスタイム、パートタイムあるいは作業内容単位の報酬方式を奨励する。65歳以上の従業員の専門知識を利用し続け、企業の発展の助けとする。

2.高齢従業員の健康保険、労工保険あるいは公教員保健費用、労工退職金支給などの費用に対する雇用主の負担を政府が適度に補助する協議をする。それによりコストを軽減し、高齢者採用意欲を高める。

第五節 高齢者向け住宅の供給

I、政策目標

高齢者の尊厳と自立した生活環境を守り、高齢者向けの多様性のある居住制度と居住形態を備える。

II、基本理念

高齢者は心身機能が次第に衰え、行動および生活に支障が出てくる。そのため、住宅の大きさ、空間、バリアフリー環境、汎用的な環境を新たに築くことで、安全で安心できる居住環境を作ることができる。新築の住宅のほか、既存の住宅も高齢者の必要に応じて改造する必要がある。また高齢者のさまざまな生活上の要求に対し、多彩な住宅タイプを用意し、共生のための優良な生活環境を整備する。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009年

現行のバリアフリー環境に関する法規を検討し、建築物のバリアフリー施設的设计モデルを作成する。

二、2010-2015年

(一)バリアフリーの住宅環境建築の企画

1.バリアフリー環境に関する人間工学などの実況調査と基礎研究を推進し、バリアフリー環境に関する研究成果を整合し、整備・開発育成を進める。

2.バリアフリー住宅の企画設計ガイドを改定し、使用者の特性と需要に対応する。

(二)汎用的な地域環境づくりを企画し、汎用的な地域環境の企画設計を研究し発展させる。

(三)多様性のある高齢者社会住宅を企画研究する。

(四)高齢者が安心して居住できる社会住宅に関する措置、関係法令を研究し整合する。

(五)二世帯、三世帯、あるいは離れた世代が近所に優先して入居できる社会住宅関係の構造を研究する。

第六節 高齢者のための交通運輸環境の完備

I、政策目標

高齢者の運輸環境を完備し、高齢人口の社会参加を促進する。

II、基本理念

高齢者の生理、心理的特性は一般的に中、低年齢者と異なる。退職している場合が多いので、行動特性と交通運輸の特性はその他の年齢層とは異なる。そのため、高齢化社会の到来に伴い、現行の交通運輸環境の計画、設計や運営などの各方面を重視して、高齢者の機動力を維持することになる。使用しやすい運輸サービスを提供し、高齢者の自主活動の独立性を確保し、その社会交流の機会を増進する。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009年

(一)高齢者の歩道での安全環境を強化

歩道空間の改善について、路面の高低差をなくし、歩道のバリアフリーを実現し、高齢者が歩行する地域の照明設備を特別に考慮する。同時に、歩道の状態を診断し、歩道の修理などを実施する。

(二)高齢者の乗る大衆運輸の安全管理

大衆運輸の管理機関はバス業者のバスシステム購入時の指導の際、ボディの低いバスの導入を図り、高齢者の乗り降りの便宜を図る。バスには発車および停車の表示、および音声警告の設備を追加装備し、高齢者の知覚を助け、事故の発生を防ぐ。

(三)高齢者の運転する車両の安全管理

1. 高齢者の運転する車両の安全講習を実施し、高齢者の運転する車両の安全および自己防衛意識を強化する。

2. 高齢者の車両運転管理を強化し、高齢者の運転管制および定期的な確認項目を定め、高齢者と一般の歩行者の運輸安全を維持する。さらに、高齢者の安全運転教育講習を実施し、高齢者の安全および自己防衛意識を強化する。

二、2010-2015年

(一)交通建設の汎用的設計と関係措置の計画

1. 各バス停、道路および公共設備に関連した、高齢者運輸および交通建設の設計計画に、汎用的な設計プロジェクトを加え、運輸設備の汎用的設計の承認を進める。

2. バリアフリー施設：各バス停、道路および公共施設などの、高齢者運輸および交通建設の設計企画に、バリアフリー設計の実施プロジェクトを加え、運輸設備のバリアフリー設計を進める。エレベータやエスカレータを設置して高齢者の昇降移動を助ける。

3. 横断歩道施設：高齢者が道路を横断するための長めに表示される手押し式信号、音声式交通標識を追加設置する。横断歩道の中央に安全地帯を追加設置し、歩行者と自転車用のスロープ式横断歩道橋および地下道を追加設置する。

4. 道路設備の補助：大型の道路指示標識を設計し、高齢者が道路と位置を認識しやすくし、道路の案内システムを設置する。

(二)高齢者の交通運輸情報サービスシステムの計画

1. 公共運輸ターミナル、あるいは高齢者がしばしば集まる公共場所に、事前あるいは途中の交通運輸情報サービスシステムを提供する。

2. 交差点に、高齢者が道路を横断するための長めに表示される手押し信号を追加設置し、高齢者が横断できる十分な時間を与え、音声式交通標識を追加する。

第七節 高齢者の余暇活動の促進

I、政策目標

日常生活のに機能に支障のない高齢者が娯楽活動に参加する際、多様な選択機会を持つようにする。軽度の障害を持つ高齢者のため、良好な娯楽環境の企画設計を通して環境の制約を改善する。快適な娯楽活動を促進し、娯楽活動の制限を低減する。

II、基本理念

高齢者は退職後に娯楽に当てられる時間は長くなり、前の世代に比べて経済状態も豊かになったので、高齢者はさらに娯楽活動に参加することができる。それゆえ、社会参加を高齢者の娯楽と融合させ、高齢者の生活適応や、快適な老後と生活満足度の増進を促すようにすることで、個人、家庭、社会が益を受ける。

III、重点措置

一、2008-2009 年

- (一)移動式文化健康娯楽の巡回サービスを推進し、各種活動の情報を提供する。
- (二)多様性のある娯楽活動および各種学習コースの機会を提供する。
- (三)大学専門学校に高齢者の娯楽活動企画コースを開設し、老人の運動娯楽と関連する専門家を育成する。
- (四)軽度の障害を持つ高齢者およびその介護者の運動娯楽関連専門家を育成する。

二、2010-2015 年

- (一)現行の娯楽資源を整合し、老人の娯楽サービスネットワークを強化し、老人に便利でやさしい娯楽環境をつくる。
- (二)軽度の障害を持つ高齢者に適した運動娯楽活動を設計する。
- (三)高齢者の運動娯楽専門指導員の登録制度を設立する。

第八節 高齢化教育体系の構築

I、政策目標

わが国の人口老化は避けがたい傾向にある。国民のために完備された社会福祉、娯楽活動および健康介護ネットワークを計画する以外に、教育方式をさらに重視する必要がある。国民に子供のころから老化に関する知識を広く伝え、国民が正確な老化の概念を得、年齢に対する偏見をなくし、高齢社会を迎える上での各種の挑戦に対応する。

II、基本理念

高齢者教育は国民全体の教育とみなすべきである。それゆえ、老化教育の施行は年少時より始め、正規の学校教育を通して学生に高齢者を理解し尊敬するように教え、地域ネットワークおよび家庭ネットワークを通して高齢教育事業を構築完備する。同時に、教育資源を整合することにより、専門教材と授業計画を共同で用意し、使用していない施設を高齢者の学習活動のために提供する。高齢者に再教育および社会に参加する機会を提供し、高齢者が社会から疎外また隔離されないようにし、高齢者にやさしい、年齢差別のない社会環境を築かなければならない。

III、重点措置

一、2008-2009 年

(一)高齢者教育方針の作成：さまざまな階層の民衆に対し、老化認知の教材を作成し、高齢者専門の教材および授業計画を共同開発し、高齢者の差異に応じた様々な需要の教材を設計し、多方面で高齢者が学習するよう奨励する。

(二)高齢者教育専門家の訓練：関係団体の専門家を訓練し、高齢者の教育活動に適した計画をする。

(三)地区高齢教育指導センターを設立し、各地区高齢者教育の協力、訓練、監督を進め、地域の高齢者教育ネットワーク構築を援助する。

(四)高齢者の学習空間を増設：学校および公共空間を結合し、複合式の利用計画を採用し、同時に、高齢学習センターを運用し、高齢者に地区学習環境を提供する。

二、2010-2015 年

(一)正規教育に老化知識を含める：老化知識を正規教育コースに取り入れ、大学専門学校に高齢者学習のコースの開設を推奨する。

(二)各団体に高齢者教育を定めその方法を評価する。

(三)各関係部会を設置統合し、高齢者教育情報提供場所を設ける。

国際セミナー「東アジア低出産力国における人口高齢化の展望と対策に関する国際比較研究」
International Seminar: Population Aging in Eastern Asian Low Fertility Countries

厚生労働科学研究費補助金・地球規模保健課題推進研究事業「東アジア低出産力国における人口高齢化の展望と対策に関する国際比較研究」では、2015年2月19～20日に以下の通り国際セミナーを開催した。

2015年2月19日(木) 10:00～12:00 国立社会保障・人口問題研究所 第4会議室
2015年2月20日(金) 13:30～15:30 京都大学総合研究2号館4階 第2会議室

科学研究費補助金により、韓国ソウル国立大学校社会科学大学の朴京淑 (Park Keong-Suk) 教授と、台湾中央研究院人文社会科学研究中心の于若蓉 (YU Ruoh-Rong) 博士が招聘され、韓国と台湾に関する報告を行った。研究プロジェクトのメンバーからは、鈴木透 (国立社会保障・人口問題研究所) が導入部報告と進行をつとめ、馬欣欣 (京都大学) が中国に関する報告を行った。国立社会保障・人口問題研究所では相馬直子 (横浜国立大学) が、京都大学では小島宏 (早稲田大学) が、それぞれコメントをつとめた。いずれの会場も20名以上の参加があり、有意義で活発な議論が交わされた。

(共通プログラム)

1. SUZUKI Toru (IPSS)

Introduction: Low Fertility and Population Aging in Eastern Asia

2. PARK Keong-Suk (Seoul National University)

New Mechanism of Elder Poverty and Inequality in South Korea:
Family Change and Stratified Labor-Welfare System

3. YU Ruoh-Rong (Academia Sinica)

Familial Support and Living Arrangement of the Elderly People in Taiwan

4. MA Xin-Xin (Kyoto University)

Population Aging and Public Health Insurance Reform in Rural China

Introduction

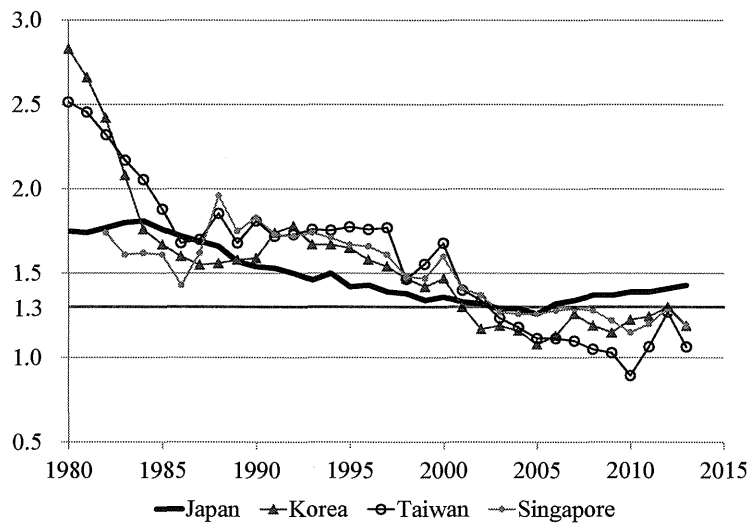
Low Fertility and Population Aging in Eastern Asia



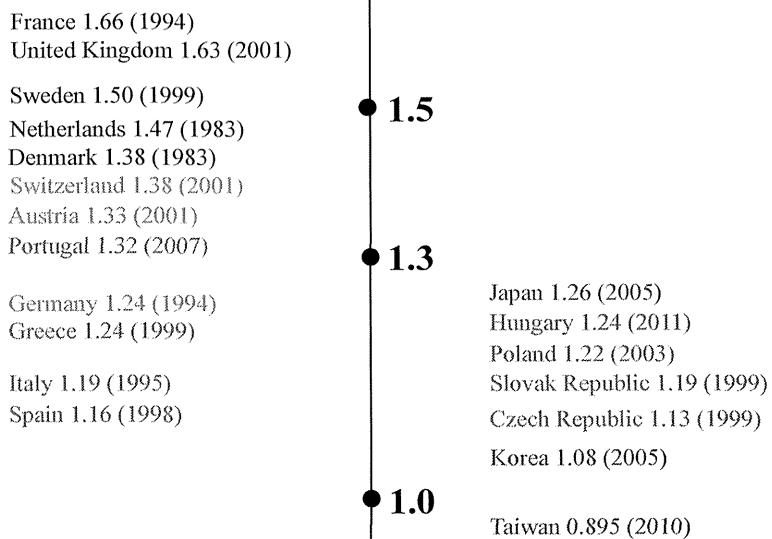
National Institute of Population
and Social Security Research

Toru SUZUKI

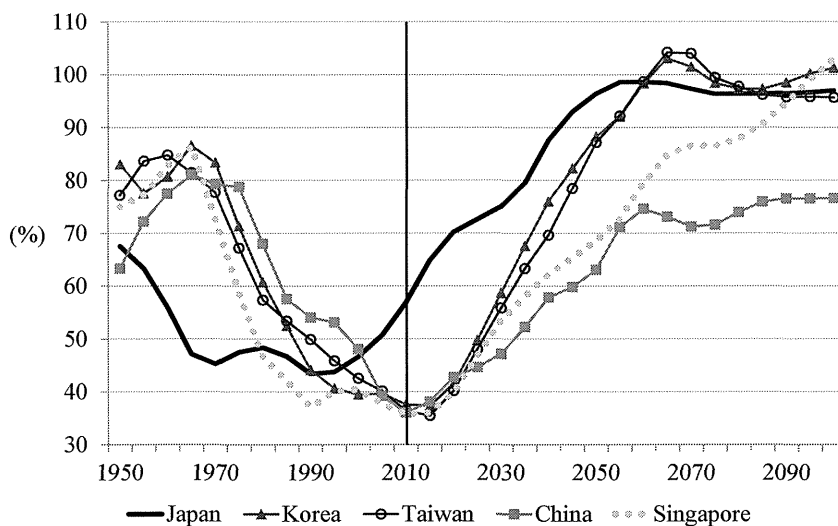
Total Fertility Rate



Recorded Lowest TFR

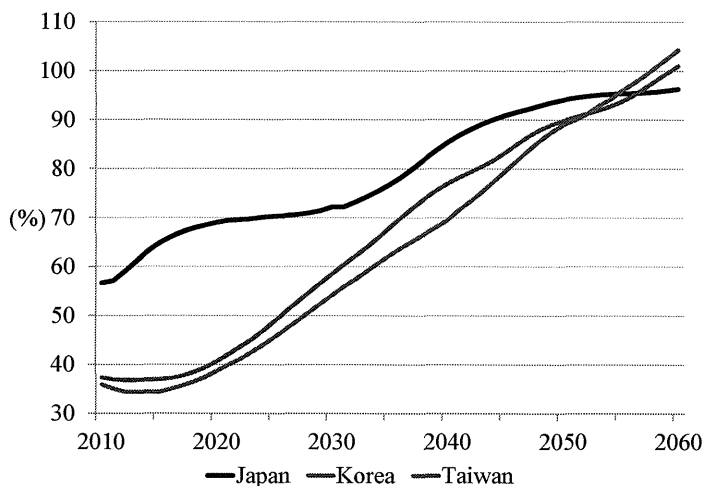


Total Dependency Ratio



United Nations Population Division, World Population Prospects 2012 Revision

Total Dependency Ratio



国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』2012.1
 통계청 『장래인구추계: 2010년~2060년』 2011.12
 行政院經濟建設委員會『2010年至2060年臺灣人口推計』2010.9

Pension Programs in Eastern Asia

Country	Pension Programs	Universal Pension
Japan	恩給→公務員共済年金 (1923~) 労働者年金→厚生年金保険 (1942) 国民年金 (1961)	1961
Korea	公務員年金 (1960) 軍人年金 (1963) 私立學校教職員年金 (1975) 國民年金 (1988)	1999
Taiwan	軍人保險 (1950) 勞工保險 (1950) 公教人員保險 (1958) 農民健康保險 (1985) 國民年金保險 (2008)	2008
China	机关事业单位养老保险 (1951~) 城镇企业职工基本养老保险 (1997) 新型农村社会养老保险 (2009) 城镇居民社会养老保险 (2011)	2011